

会 議 の 経 過

委 員 長（高坂 茂君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前 9時59分）

委 員 長（高坂 茂君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定により出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

委員並びに理事者側の皆さんにお願いいたします。

質疑は決算書のページ数、款、項、目、節、項目等を明示して発言の上、簡潔にお願いします。

また、答弁も簡潔にお願いいたします。

議事進行上、歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより認定第1号 平成29年度六戸町一般会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

おはようございます。

それでは、認定第1号 平成29年度六戸町一般会計決算認定について、お手元の茶色いほうの決算報告書に基づいてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

下の第2表をごらんください。

右端太枠が平成29年度の決算額となります。

歳入が56億4,928万9,000円で、対前年度比6.3%の減、歳出は54億8,339万7,000円で、対前年度比6.1%の減となりました。

歳入歳出差し引き額1億6,589万2,000円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、1億6,589万2,000円の黒字となりました。

なお、このうち9,000万円は基金に繰り入れし、残りの7,589万2,000円は平成30年度へ繰越金となります。

また、ここには記載していませんが、財政運営の健全度をはかる指標として用いられます経常収支比率は88.7%となり、前年度より0.2%減となっております。

5ページにまいります。

5ページの上の表になります。第4表でございます。

歳入の款別決算額、対前年度比較といたしましては増加となったものの、主なものとしては1款町税、6款地方消費税交付金、8款自動車取得税交付金、15款県支出金、20款諸収入などが増加したのに対しまして、10款地方交付税、14款国庫支出金、18款繰入金及び21款町債などは減少しております。

一般財源と特定財源については下のほうの表、第5表に、自主財源と依存財源については第6表のとおりとなります。

なお、歳入の内訳につきましては、6ページから13ページにかけて款を追って掲載しております。

次に、歳出の主な内容につきましては、16ページになります。

16ページの第9表、性質別歳出決算額の状況により申し上げます。

まず、義務的経費につきましては、22億5,268万1,000円と前年度より5.2%伸びております。その内訳といたしましては、人件費が6%増、扶助費が6%増、公債費が2.5%増と、いずれも前年度より増となっております。

続いて、その他の経費ですが、前年度比2億6,076万4,000円、8.8%の減となっております。内訳を見ますと、繰出金が前年度より増加した以外は、物件費、維持補修費、補助費等は減額となっております。特に積立金については、金額にして2億2,072万5,000円、49.9%の減となりました。

投資的経費の普通建設事業費では、前年度比1億7,594万8,000円、24.5%の減となって

おります。その内訳を見ますと、単独事業が増額となっておりますが、補助事業、県営事業が大幅に減額となっております。

災害復旧事業費につきましては、28年度には台風による災害がございましたが、29年度では大きな災害はありませんでした。

18ページからは平成29年度決算における施策の概要を款を追って掲載しております。

以上で、認定第1号の説明といたします。

委員長（高坂 茂君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

1ページから18ページまでであります。

11番。

11番（山本 実君）

おはようございます。

先ほど、課長から詳細にご説明をいただいて、この内容につきましては大変よく理解いたしました。

1つだけお尋ねしたいわけでありませうけれども、先ほど、課長の説明の中で、歳入から歳出を差し引いた額、1億6,589万2,000円の黒字が出たというご説明をされました。会計法上、問題はないというふうに思いますが、おっしゃっている、説明をしている黒字という部分についてお尋ねしたいと思うんですが、これ、基金を取り崩しているわけですよね。そういたしますと、繰入金として2億4,640万3,000円の基金を取り崩して充てている、それに歳入をプラスしてというふうなことで、いわゆる基金を取り崩して、そして決算のときに1億6千何がしが黒字になったという説明は、私はおかしいのではないのか、このように考えるわけであります。

冒頭申し上げたように、会計法上問題はないということは理解をしているつもりであります。ですから、つまりこの黒字であるというようなところに非常に抵抗を感じる一人であるわけであります。

それに対しての説明を頂戴したいわけでありませうけれども。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

基金というのは当然、財政運営上、必要なときには取り崩して使う、そのための貯金でございます。決算の中で余裕があれば積み立ても行いますし、必要なときには取り崩して支出していくという、それが基金だと思っております。

その基金全体でどうなっているかということになると、ずっと先の200ページのほうに基金の状況は掲載してございます。この中には、一般会計で扱わない特別会計で扱っている基金もございますけれども、一番下に合計とございますけれども、合計のところを見ると、29年度は6,200万円余りを結局積み立てた形になっておりますので、基金全体としては目減りしていない、むしろ少しふえたという形でご理解いただければと思います。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

11番。

11 番（山本 実君）

説明は大変よくわかるんです。私は、黒字であるというふうな言葉に抵抗を感じているわけなんです。確かにこの基金は目的があって、例えば学校建設基金等につきましては目的があって積み立てをしたわけでありますから、今はその学校を増築する、その基金を取り崩す、わかるんです。例えば、この財政調整基金とか減債基金とかも1億円ずつ取り崩しをしている。ですから、そういうふうな基金を取り崩して一般会計に当初予算で歳入をして、決算のときに1億6,000万円何がしの黒字が出たというふうな、この黒字という言葉について非常に抵抗を感じる。ここの部分については、黒字ではなくて剰余金というんですか、そういうふうな言葉を使うべきではないのかなという思いをしているんです。

私は、これは黒字じゃなくて剰余金というんですかね。翌年度、その分余ったというような、そういうふうな表現が正しいのではないのかなという思いはしているんですが。再度、説明を。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

単年度の決算の中で、一般的にはやはり、表現上は、報道関係も含めて黒字という、黒字か赤字かという表現になっておりますので、あえて黒字という表現をさせていただきました。

基金からの繰り入れがあるからということであれば、例えば借金をして起債を借り入れた収入なんかもどうなるのか、議員さんの理論から言わせると、それもおかしいのではないかというような、そういう方向に向かうかと思います。

あくまでも、この一般会計の中に収入として見込めるものはやはり収入であって、その差し引きが黒になったか赤になったかという、それだけの表現でございます。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

11 番（山本 実君）

ええ。

委員長（高坂 茂君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入事項別明細書の1款から3款までの質疑を受けます。

19ページから24ページまでであります。

6番。

6 番（下田敏美君）

19ページ、1、2、1固定資産税です。

それと、21ページの入湯税についてお伺いします。

まず固定資産税ですが、町長は提案理由の説明の中で、太陽光発電施設の増加によって歳入がふえて交付税が減ったよという説明をしていましたけれども、その面積と、もし税額がわかれば教えてほしいと思います。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えいたします。

太陽光につきましては、詳細に集計しているわけではございませんので、概算という形でご理解いただきたいと思います。

29年度決算ベースで、面積については79ヘクタール、税額につきましては5,400万円程度ということでご理解いただきたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6 番（下田敏美君）

了解です。

それから、家屋がかなり税額がふえていますけれども、新築家屋の棟数、大体どのぐらいあったのか。

委員長（高坂 茂君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時16分）

委員長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。再開します。

税務課長。

指名されてから回答してください。

税務課長（吉田英輔君）

資料を持ち合わせていませんので、後で回答させていただきます。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

6 番（下田敏美君）

はい。

委員長（高坂 茂君）

6 番。

6 番（下田敏美君）

21ページ、1、6、1入湯税ですが、町長、2,225万9,000円という税額です。単純に150円で割ると14万8,000人。すごい人数です。1日に365で割ると平均の406名。やっぱりすごい金額ですけれども、六戸の観光資源といえば一番先に浮かぶのが青森屋とゴルフ場ですが、やっぱりこれからも税額をふやしていただくために、観光についてのやっぱり行政でも支援していくべきと思うんですが、今後の支援についてお伺いをします。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

確かに、非常に入湯税、ありがたい状況で推移しているというふうに思います。ただ、これは観光等を含めて歳入で見た場合においては、まずはそのように考えるというのもいいんですが、支援というよりも、まず歳入の項目としてのものというふうに私どもは捉えておりますので、今後いろんな動向に合わせながら総体的な意味での観光ですとか、そういうふうに予算化をしていくかというふうに考えるべきものというふうに思っております。入湯税があるから入湯関係のところへというものではないというふうに、ないと言うとちょっと語弊ありますけれども、決めつけて捉えるものではないなと思っておりますから、入湯税のおかげで他のいろんな分野にも助かっているというふうに思っておりますので、今後のあり方に合わせながら、今ご質問あったような趣旨も踏まえながら対応するように心がけてまいりたいというふうに思います。

委 員 長（高坂 茂君）

6 番。

6 番（下田敏美君）

見返りは絶対すべきじゃないと思うんですが、やっぱりそれを常に頭に入れて支援していくのも行政だと思います。今後、考えてほしいと思います。

以上です。

委 員 長（高坂 茂君）

申し上げます。

質問回数については、原則何回でも構いません。ただし、こちらの委員長の裁量で制限することはあります。

次、ほかにありませんか。

7 番。

7 番（川村重光君）

町税について質問したいと思います。

課長の説明が丁寧で、全くわかりませんでしたので、再度質問させていただきます。

町税は昨年よりは、28年度よりは結構ふえたということであります。その反面、また収入未収金とか、不納欠損金もふえていると思われます。

そこで、町税、特に固定資産税の不納欠損金が顕著であると。629万8,000円ぐらいかな。その件数と不納欠損金になった訳、取れなかったでなく、どういうわけでこうなったかということをおちょっと具体的に説明いただければと思います。

委員長（高坂 茂君）

ページ、不納欠損について。

7 番（川村重光君）

固定資産税のほうで。

委員長（高坂 茂君）

固定資産税の不納欠損について。

19ページ。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

固定資産税の部分の不納欠損の理由ということなんですが、茶色の決算報告書の24ページになりますが、（3）の不納欠損の状況の（ア）の地方税法第15条の7関係でございます。こちらが、生活困窮者が、固定資産税の部分ということですので11件ございます。こちらは生活保護等によりまして滞納処分の執行停止かかって3年経過したものでございます。

それから、その隣の居所不明なんです、3件ということで所在の不明なものについて欠損してございます。

固定資産の部分でいいますと、22件がその他ということになっているんですけども、そのうち21件が差し押さえる財産がないという理由で、あと1件が法人の廃業による欠損でございます。

それから（2）の18条関係なんです、その下の表になりますが、固定資産税、これは5年時効で欠損された部分になりますが、その内訳といたしましては、16件が5年経過による

時効完成、11件が滞納処分の執行停止中に5年時効を迎えたものとなっております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

7番。

7番（川村重光君）

大体わかりますけれども、時効が5年、税法上は、ですよ。それ以降も督促していれば可能な、でない、それを強決するとかそういうのはこちらのあれなんだけれども、そういう税法上は5年で時効だから今欠損しましたということですよ、その固定資産税は。

税務課長（吉田英輔君）

はい。

7番（川村重光君）

そういうことだろうと思いますが、そこで、また一つ、収入未収金というのは年度会計の3月で終わりになるの、これ。入ってこないというのは。未収金、3月31日の決算の整理になるかな、年度内の。そこをちょっと聞かせて……

委員長（高坂 茂君）

ちょっといいですか。

収入未収金という用語はないんですけども、収入未済額。そこを間違わないように。

7番（川村重光君）

そうです、間違えました。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

収入未済金の額なんですが、こちらにつきましては、現年課税分と滞納繰越分がございます。滞納繰越分につきましては、前年度から繰り越された額ですので、これにつきましては3月末で一旦締めることとなります。現年度につきましては、出納整理期間がありますので、5月31日までの収入後の未済ということとなります。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

ちょっと、指名してから立ってください。

7番。

7番（川村重光君）

そうしますと、この督促状というのはどの段階で発送されるわけですか。5月31日以降に。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

督促につきましては、各税目ごとに納期が決まっております。例えば、住民税であれば6月、8月、10月、12月、固定資産税であれば5月、7月、9月、11月という形で分かれて納期が設定されております。納期限経過後、法律上は20日以内に督促状を発しなければいけないということですので、最大、納期過ぎた次の月の20日を目安に発送してございます。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

7番（川村重光君）

わかりました。

いいですか、もう一点。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

また戻りまして、不納欠損金ですよ。不納欠損金についてちょっと聞きたいんですが、結構皆さん努力して催促して、未収金、収入未済金をいただくわけですが、入ってきたのは、固定資産税というと600万円ぐらいかな、3,000万円ぐらいの中の600万円かな。それで、その督促はさまざまな経費がかかりますよね、督促。人件費とか。外部に丸投げと言えば何ですけれども、外部に発注している金額とは幾らぐらいなのか。裁判かけたりするの結構あるでしょう。ほとんど県の未済金回収機構に全部やるわけ。どのぐらい件数やった、件数。

委員長（高坂 茂君）

ちょっと整理して、整理しないと……。

（「質問したら一旦座ってもらって答弁もらわないと。答弁者が答弁できないと大変じゃないですか」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

整理して……。

（「理解している」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

徴収の経費ということなんですが、自前で差し押さえ、公売とか実施すると費用のほうはかかると思うんですが、その部分についてはほとんど経費がかからない状況です。かかると

すれば、青森県滞納整理機構に移管した部分については、1人当たりの単価、それから徴収金に応じて負担金を求められておりますので、そちらのほうで支出しているということになります。

滞納整理機構への移管の件数ということなんですが、ちょっと今手元に資料がございませんので、後で回答いたしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

わかりました。

税収がふえればはきっと欠損金もふえていくと思います。そういうことで、600万円の欠損というのはなかなか、結構多いと思うんですよ。税務課の努力で何とか少なくしていく、減少していくような方策をお願いしたいなと思っております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

23ページから24ページであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

23ページから26ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、10款から12款までの質疑を受けます。

25ページから30ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

29ページから48ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

47ページから52ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、19款から最終21款までの質疑を受けます。

51ページから60ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

以上で歳入の質疑を終わります。

続きまして、歳出の質疑を受けます。

最初に、1款から2款までの質疑を受けます。

61ページから92ページまでであります。

質疑ありませんか。

6番。

6番（下田敏美君）

74ページです。

ふるさと納税寄附謝礼ですが、10万6,650円。きのうも19品目あるということを知りましたが、やっぱり魅力ある品目をいろいろ考えてみた場合、私はゴルフ場の利用券、無料利用券、そして青森屋の例えば1泊無料券とか、この2つを追加品目に考えていただいたらいいかなと、そう思います。やっぱり魅力ある商品がある市町村は納税額はふえているように私は思います。中には億単位で徴収している市町村もありますけれども、いろいろ考えてほしいのは、この2品目を追加してほしいということに関連で質問しておきます。

副町長、どうですか。

委員長（高坂 茂君）

指名が挙がりました。

(「ふるさと納税の担当の」の声あり)

委員 長 (高坂 茂君)

副町長。

副 町 長 (保土澤正教君)

きのうの一般質問でも杉山議員さんのほうからいろんな提案がございまして、その後、私のほうの議会での答弁の中で、ゴルフ場も含めて検討しているところですよというふうなことはお話し申し上げました。

ただ、総務省の見解として、今金券に該当するような利用券設定ではまずいだろうというふうなことで、今他の市町村等の、ゴルフ場を持っている市町村ございますので、そちらのほうを調べているところでございます。実際にゴルフ場利用券を返礼としてやっている市町村も実はございました。もちろん3割以内という総務省の見解もありますので、あるいはこれから総務省が返礼品の見直し等も含めて補助の税優遇税制の対象から外すとか、高額返礼品については、そういうふうなことも報道されておりますので、それらに抵触しないような形での検討はしてまいりたいと思います。実際に利用券としてゴルフ場を返礼の品に加えている市町村もありますので。

それともう一つ、宿泊券、先ほど会社の名前も出ましたけれども、非公式な情報としては、先ほど委員さんがおっしゃったところでは宿泊券を返礼品にするようなことは考えていないというふうな情報、これ、非公式な情報ですが、ご提案があれば正式に伺ってみたいとは思いますが、そういうふうな情報もありますので、なかなかその宿泊券とセット、あるいは宿泊券、ゴルフ場利用券、別々でもいいんですが、それらについては少し、その宿泊券のほうは難しいのかなというふうな感触を持っています。いずれにしても、そういうものが魅力あるものだとすれば、取り組んでみる必要はあるのかなと。

ただ、申し忘れましたが、きのうの一般質問の中でも、少ない件数ではあるんですが、返礼品を求めずに六戸町にふるさと納税をしている方もいらっしゃる。そういう方々には本当にこの場をかりてお礼を申し上げながら、返礼品に頼らない、本来はふるさと納税のあり方をもっともっと勉強できればなというふうには思っているところですが、「言うは易く行は難し」で、なかなか実現が面倒だなというふうには考えています。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

非常に真面目な回答で、何か総務省の説明を聞いているような感じがします。

やっぱり町長、形にはまった、やっぱりラインぎりぎりまで、ちょっと超えたぐらいでもやっている町村がいっぱいいるわけですよ。だからやっぱり、総務省、はいそうですかではなく、やっぱりグレーゾーン超えてもいいから、少しぐらい超えてもいいからやるという気概を持って取り組んでほしいなど、そう思います。

町長、いかがですか。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

ふるさと納税に関しましては、昨日の杉山議員のご質問にもお答えいたしました。まずグレーゾーンを超えてでもと言いますが、グレーゾーンを超えてやりますというふうには答弁いたしかねるかなというふうには思っております。

ただ、かつて全国の副会長もやりまして、その中で議論されていたことは、ふるさと納税は非常に話題になっております。しかし、私どもが目にしたり耳にするのは一部であって、大方がふるさと納税、私どもと同じまたはそれ以下、若干いいぐらいで動いている自治体のほうがはるかに多いわけです。

やはり全国的な意味合いの議論をしますと、このふるさと納税というのは何でこんなことが出たんだというものがあります。しかし総務省のほうは、一旦スタートしてしまったものですから、ブレーキを、歯どめをかけられないで、どんどん拡大しているというのがあります。ですから、今グレーゾーンというよりは何をやってもいいみたいな状況、ただ、先ほど副町長からありましたように、総務省としては税上の控除という部分を、内容によって省きますよというふうになってきていますから、それをどういうふうにするのかはわかりませ

んけれども、まず金券的な意味だとかいろんなものはどうなのかというのはあります。

ただ、私は基本的にふるさと納税という軽薄な能力のない判断でつくった制度に関しては、個人的には愚かな制度をつくったものだというふうに思っております。なぜなら、主体的、自主的じゃない納税の義務が、納税の義務というのがあるはずなんです、それを全然脇に置いてやった上っ面の政策であって、その火消しに必死になっているのが今の国なのかなど。というのは、私の個人的捉え方だし、また皆さんと話していて、そういうふうを感じることはあります。

ただ、副町長からも話ありましたし、今ゴルフ場は、青森県で一番最初のゴルフ場でございます。今、グリーンもコースもきれいになりましたし、少し自慢げに語ってもいいのかなという気はあります。金券ですので、基本的には私は、ふるさと納税の原点からいきますとそういうのは余り理解はする気はないわけでありましてけれども、このような野放しの状況でありますから、これならばゴルフ場もやっぱり野放しで始めてもいいのかなというふうに思ったりしております。

なぜそう思ったかといいますと、皆さんもお聞きになったかもしれませんが、大坂なおみがテニスで優勝しましたら、東レパシフィックが、パンパシフィックが立川で行うんだそうでございますが、それにあわせて、ふるさと納税の返礼品にその大会のチケットを出しましたら、30分でみんななくなってしまったというのがきょうの報道にあります。

今それもありますので、どれだけ続くかその状況を見るためには、私は考え方としては認めがたいんですが、一応掲載するというか、検討チームにゴルフ場の、何と言うんですかね、利用券と言うんですかね、それも項目として挙げてみるのも、試みしてみるのもいいのかなというふうに思っておりますので、まず丸投げになって申しわけないんですが、検討チームのほうに、入れてみたらどうというふうに話をしたいというふうに思います。

まず強調して、青森県初のゴルフ場であると、当時のつくったコースはどういうものなのかなという思いでもあって、来たことない方が来てくれるということもあるやもしれませんし、老舗という意味合いを少し強調しながら考えてみるのもいいのかなというふうには思っております。

ただ、繰り返します。ふるさと納税の基本的概念からいきますと、このゴルフ場の件ばかりじゃなくて、余りにもおかしいことが多過ぎて、この異常さ、お金が入ればいいという上っ面行為は、自治体とか公の立場では安易にそれを容認してはいけないような気がしておるというのが私個人の意見でございます。

それもよしあしのところがありますけれども。ただゴルフ場は、うちはネタがない分、少し押し出しする必要もあるのかなというふうに思いますので、検討チームのほうにご意見のほう、それを取り上げる、今後は取り上げていったらいかがかということをお話してみたいというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

6番。

6番（下田敏美君）

例として、過去に産業祭りで、1泊2日でペアで古牧温泉の招待券をずっと継続して、くれた経緯がありますので、副町長に申し添えておきます。

以上で質問を終わります。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、3款から4款までの質疑を受けます。

91ページから120ページまでであります。

8番。

8番（河野 豊君）

130ページの、何点かあるんですけども、まず最初にプレミアムシャモロックの……。

（「120ページまで」「その次だ」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

120ページまでです。

8 番（河野 豊君）

次か、失礼しました。

委 員 長（高坂 茂君）

失礼しましたということで、質疑なしと認めます。

次に、5款から6款までの質疑を受けます。

119ページから132ページまでであります。

8番。

8 番（河野 豊君）

失礼しました。

プレミアムシャモロックの生産支援事業ということで35万円見ておりますが……。

委 員 長（高坂 茂君）

ページ数は130でいいんですか。

8 番（河野 豊君）

130でいいです。

委 員 長（高坂 茂君）

130ページ。

8 番（河野 豊君）

それで、今このプレミアムシャモロックは、非常に何か名前のほうが先に走っているような気がしてならないんですね。正直なところを言いますと、要するに手に入らない、第一。そういうことはどういうことになっているのかということと、母良田委員もいますから余りあれですけども、生産者が3人しかいないという、要はだから、プレミアムシャモロックは六戸の非常に名産品ということで名前が売れてはいるんですけども、要は物が手に入ら

ないというのが一つと、将来的な見通しというんですか、どのように考えているのか。ブランド研究会だとか、あと県のほうとのタイアップもあるので、一概にどうのこうのと言えないところもあると思うんですけども、やっぱりある程度将来的な見通しがないと、我々町民としてもほかのほうに行ったときに、いや、六戸のプレミアムシャモロック、手に入れたいんだよなということをよく言われるんですよ。にもかかわらず、じゃどこへ行けば売っているのということはたまたまあるんですね。だから、その辺のところの将来的な見通しだとか考え方だとか、町長でも副町長でもいいんですけども、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

町内でプレミアムシャモロックの肉がなかなか手に入らないという、まずはご質問なんですけど、生産羽数がまず限られているというのが、まず条件が一つございます。年間で昨年ですと約400羽しか生産できておりません。その大きな原因の一つとして、県のほうからひなの供給量がまず限られている。先ほど河野委員のほうからお話がありましたとおり、生産者が少ないという形になりまして、その分だけ生産羽数が限られているので、まず供給量が少ないという形がございます。

あと、町内で販売している箇所についてなんですが、原則的には町内の飲食店に優先的に卸している状況でございます。一般の精肉として販売している部分については、道の駅のほうに出荷してございます。月に1回だけプレミアムシャモロックのガラの販売もこのたび始めました。

プレミアムシャモロックについては、普通のノーマルのシャモロックの牽引役となるように、今力を上げまして、県外のほうに今売り込みをかけている状況でございます。レストランであるとか飲食店のほうに出荷をしている状況でございます。

これからの見通しなんですが、県のほうでひなの供給量の増加が何とか対応していただけるということで、それほど大幅な増ではないんですけども、供給の増をしていただけるという方向で進んでおりますので、増産をしてみたいと思っております。

あと、生産者の増加に関しましては、シャモロック生産組合と共同で産業課、ブランド研究会と一緒にしまして、生産者の育成に努めてまいりたいと考えております。

委員長（高坂 茂君）

8番。

8番（河野 豊君）

いろいろやり方だとか方針だとかはあろうかと思えますけれども、結局その生産者もふえない理由とかいろいろあると思うんですよね。要は根本的なところを解決していかない限りは、このプレミアムシャモロックが、じゃ本当に六戸のメインとして育つのかというと、私は育たないんじゃないのかなと思っているんですよね。だから、もう少し、要は何でプレミアムシャモロックがもっとう、ぱっといかないのかというところの根拠をきちんと考えているのかいないのか、もう一回答弁してください。

委員長（高坂 茂君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

当初、シャモロックが青森シャモロックになって、六戸町がシャモロック事業に手を出した、取り組み始めた際に、生産者に関しましてはもう少しおりました。ただ、飼育の技術は年々向上してまいったんですが、販売の体系を持たなかった、販売のチャンネルを、販売先がなかった、販売するノウハウがなかったということでだんだん、値段も高いということで、販売先がないということで、生産者がだんだん減ってまいりました。それということで、何とかしなければいけないということでブランド研究会が今度は、生産組合は飼育のほうを頑張ってください、売り先と加工に関してはブランド研究会で何とか販売先、加工の方法を検討してまいろうということで現在進めてまいります。

これからの目標というか、その関係につきましては、販売先を今進めております、開拓を進めておりますので、そちらのほうの軌道が乗れば、つくればもうかる、生計が成り立っていけるという状況が目に見えてくれば、生産者のほうはふえてくると思います。していき

いと思っております。

加工につきましても、今年度から関東以西の業者さんと今、加工品の開発を盛んに進めておりますので、そちらが軌道に乗ってくれば、もっとつくってくださいということの発注が来るかと思われますので、そちらのほうで何とか飼養者の増産につなげてまいりたいと思います。

委員長（高坂 茂君）

8番。

8番（河野 豊君）

今課長がおっしゃったように、要はだから事業として成り立つか成り立たないかなんですよ。要はその差なんですよ。だから、そこをやっぱり強力に何というか、やっていかないことには、やってもいいけれども要は生活も成り立たないよということになれば、これはもう何というんですか、先が見えてくるということになりますので、そのところをしっかりとお願いしたいと思います。

それからもう一つ、こちらのほうの40ページをちょっと開いていただけますか。

委員長（高坂 茂君）

40ページ、茶色のほう。

8番（河野 豊君）

よろしいですか。

プレミアムシャモロックの下に、鳥獣捕獲等許可申請とございます。7人と書いてあって、カラス86羽捕獲と書いてあります。さっきのこの130ページのほうには、予算とかお金とか全くこの部分については載っていないんですね。要するにカラス86羽捕獲とありますけれども、これはボランティアでやったということによろしいんですか。

委員長（高坂 茂君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

決算報告書40ページにございます鳥獣捕獲等許可申請許可証交付につきましては、有害鳥獣駆除ということで狩猟をしたいと、捕獲をしたいと申し出た部分に対して許可証を発行した分ということになります。これに関しましては予算はかかってございません。申請があつて県のほうに許可証を発行しましたという件数を載せてございます。決算の報告書とありますけれども、事業の報告という形を含めまして載せてございます。その関係もございまして、決算書のほうには出てこないという形になってございます。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

8番。

8 番（河野 豊君）

わかりました。

ただ、関連なんですけれども、要するにこの鳥獣の、要は捕獲する猟友何というんだっけ、許可証というんですか、これが非常に私が覚えている限りでは、かなり歳もとってきたからやめるという人が非常にふえてきていると思うんですね。昨今は、去年もですけれども、熊が出たとかいろいろありましたけれども、そういう人数の方って、六戸町に鳥獣何とか会がありますよね。それは何人ぐらいいらっしゃるものなんですか。

委員長（高坂 茂君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

青森県猟友会の六戸支部に在籍されている方なんですけど、きょう現在で6名ございます。昨年度まで会長をされていましての方がお亡くなりになられたということで、1名減の6名ということになっております。30年度で狩猟免許の取得の助成事業を始めております。今回、お一人の方が新たに免許を取得されましたので、猟友会に入っただけのよう、今進めている段階でございます。

8 番（河野 豊君）

大丈夫です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から8款までの質疑を受けます。

131ページから150ページまでであります。

質疑ありませんか。

2番。

2 番（種市正孝君）

決算書のほうでいきますと、142ページ、13委託料です。茶色のほうでいきますと、43ページ、8款土木費、土木管理費のところなんですけれども、これの中で町道除草等業務、茶色のほうなんですけれども、34路線とあるんですけれども、この路線決定はどのようになされているのか。職員の方々は見回りしながら余りひどいところがあるとかと、そういう感じでこの路線が決められたのかというのが一つお聞きしたいというのと、あと、予算書のほうでいくと、この町道除草等業務の下にもう一つ、町道支障木処理業務というのが项目的にはあったわけなんですけれども、決算書のほうを見るとそれが無いということは、多分これは行わなかったから決算のほうには載っていないということなんでしょうけれども、この支障木処理というのは、これはちょっとその辺、詳しく教えて、倒れて通行の邪魔になったのを処理するだけなのか、あるいはちょっと枝とか、覆いかぶさってくる枝なんかもこちらの処理に入るのか、その辺ちょっと基準のほう、教えていただきたいんですけれども。

委員長（高坂 茂君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町道除草等業務については、昨年度34路線行っておりますが、この路線については、交通量の多いところを主に実施しております。余り交通量の少ないところについては実施されていない路線もありますが、町内会のほうの地元から要望があれば、路線数をふやすことも可能ですので、要望のほうをお願いしたいと思います。

あと支障木については、28年度では実施があったんですが、29年度についてはございませんでしたので決算書のほうには載ってございません。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

2番。

2番（種市正孝君）

まず除草のほうからいくと、交通量の多いところを優先に、そこから始まっているということだったんですけれども、それはわかりました。あと、じゃそれに対しては一応、見回りとかそういう、職員の方々はやってはいるのかどうか、もう一度それ一回聞かせてもらうのと、支障木はなかったと言うんですけれども、よく掘割なんかでつくっているところの道路があつたりするんですけれども、そうしますと、のり面からのどこまでが土地所有になるかちょっとあれなんですけれども、のり面の上との境界であればのり面は必ず町のほうの管理下になると思うんですけれども、そういうところから生えている木が真っすぐじゃないわけですね、ああいうところって。割と斜めに日の当たるほうに向かたりして、結構道路に覆いかぶさってくるようなところも見受けられるんですけれども、ああいうのはやっぱり、どちらの業務というのはおかしいんですけれども、支障木と見るところじゃないのかなと思うんですけれども、その辺もう一度お聞きしたいんですけれども。

委員長（高坂 茂君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

まず1点目の町道除草業務の職員の道路管理についてなんですが、この点については、随時パトロールをして、ひどいようなところがあれば業者のほうに委託をお願いして、追加で実施しております。

もう一つ、支障木のほうなんですが、通常の除草業務については、路肩の部分だけの除草をしておりますが、支障木については、道路のほうにはみ出した枝等を主に実施しております。路肩ののり面が、上のほうが草が傾いてきているものについては、通行に支障があれば町道の除草業務のほうで実施しております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番。

4番（久田伸一君）

同じく関連になるかと思えます。

142ページの町道の除草ということで、特に私、今年度、道路と縁石と結局歩道があるわけですけども、縁石の部分にすごい草が生えてきていると、伸びてきていると。ある程度除草の関係でも、こういうところもひとつ気を使って刈っていったほうがいいんじゃないかなというふうにも思いますし、町道ばかりじゃなくて、県道も見てもそのとおりだと思います。

この業務は、1つはきっと業務だとは思わなくて、ただ草が生えてきているというふうな雰囲気には私は見ていましたけれども、そういう点からして、まずそういうのをやるような方向で考えていただけるものなのか、そこら辺をお聞きします。

委員長（高坂 茂君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

縁石の部分の除草ということですが、これについては、幹線道路については随時、縁石の部分も除草作業を行っております。あと県道の部分については、ひどいようであればパトロールのときに気がついた点、あと住民のほうから苦情等要望があった部分については、県のほうへ随時連絡をして作業のほうをお願いしているところです。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

4番。

4番（久田伸一君）

回答としてはわかりますけれども、特に今年度あたりを見ていると、要望があればと言うけれども、町道でもそうだけれども、見た場合、すごい草があるなというふうな雰囲気で見えていませんか。私だと、そういうふうに結構交通に邪魔になるような部分が多いなど、また子供たちの結局通学路といえればいいんだか、そういう部分にもいっぱい草が生えているというふうな状況だなというふうに思っておりますので、何とかそういう部分まで、結局除草していただければなというふうな形をお願いをして、終わります。

委員長（高坂 茂君）

いいですか、回答。

4番（久田伸一君）

いいです。

委員長（高坂 茂君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

質疑なしと認めます。

ここで休憩を入れます。

10分、11時15分、開会といたします。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時15分）

委員長（高坂 茂君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、先ほどの下田委員並びに川村委員からの質問に対し、税務課長より補足説明ということで申し出がありましたので、許します。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

先ほど未回答の部分がありましたので、お答えさせていただきます。

新築棟数なんですが、66棟となっております。

それから、青森県市町村税滞納整理機構への移管件数なんですが、一般会計では60件となっております。滞納整理機構で徴収した額は569万円になっておりまして、その1割が負担金として支払いしております。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

よろしいですね。

次に、9款から10款までの質疑を受けます。

149ページから192ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

次に、11款から最終13款までの質疑を受けます。

191ページから194ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について質疑を受けます。

195ページから201ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(高坂 茂君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論……。

ちょっと待ってください、失礼します。

大変失礼しました。

ここで、終結する前に、全体を通して言いそびれたということがありましたら、1件、2件だけ受け付けたいと思います。

ありましたら挙手願います。

8番。

8 番（河野 豊君）

すみません。

この98ページ、決算書の98ページ。

委 員 長（高坂 茂君）

98ページ。

8 番（河野 豊君）

8番、報償費とあります。この中に、老人ホーム入所判定委員会委員謝金ということで660万円とありますけれども……。

（「6,600円」の声あり）

8 番（河野 豊君）

何、6,600円か。単位違うんだ。失礼しました。

委 員 長（高坂 茂君）

よろしいですか。

8 番（河野 豊君）

よろしいです。

委 員 長（高坂 茂君）

じゃ、もう一点だけ。

7番。

7 番（川村重光君）

ちょっと時間が、終了するには早いけれども。

委員長（高坂 茂君）

関係ないことを言わないでください。

7 番（川村重光君）

1つだけ。

86ページの、さっきも滞納について、きょうご質問いたしましたので、徹底して滞納についての質問をしていきたいなと思います。

86ページの歳出の町税費、滞納管理システム更新業務、更新した業務に756万円使われたとあります。つまり滞納する方の管理だけか、その内容、新しく700万円入れた効果、それをお願いしたいということと、その一番上、ミサリオ法人住民税システム導入業務、何かこれ、ちょっとネットで調べたと、全国でも六戸町が青森県でも1例とか2例とか早い段階で入っていると。経過は、これは予算でつuitたと思うんだけど、その効果ですね、効果を。私も初めてのような気がしますので、効果というものを、メリットというものをわかりましたら教えていただきたい。

委員長（高坂 茂君）

効果ね。

7 番（川村重光君）

効果ですね。どういう効果が出たのか。

委員長（高坂 茂君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず1点目の滞納管理システムの更新業務なんですけど、こちら、もともとあるシステムが平成22年に導入しているんですけど、サポート期間が切れたためシステム全体を更新する中身

となっております。業務といたしましては、滞納状況の確認とか、督促発送、それから滞納処分とかのデータを維持管理しているシステムになります。

それから、法人住民税システム導入業務についてなんですが、こちらも法人町民税を管理するシステムでして、前のシステムは平成18年に導入しているんですが、サポート期限が切れたために全体を更新したものでございます。

以上です。

すみません、効果というところなんですが、今現在、去年導入したばかりということもありますが、もともと法人、それから滞納管理システムは単体のシステムで動いていたんですが、それを今、基幹のシステムに組み込んだことによって、検索のしやすさですとか使いやすさという部分も出てきていますので、今後、効果のほうが見えてくるものと思われま

以上です。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

滞納の効果はこれからだということでもあります。これも更新ですよ、ミサリオも更新。何か、でも六戸町では早い、何か違う、システムとは違うわけだ。やり方が違うと。

それで、それはいいんですけども、先般、北海道の胆振地震がありました。それで、こういうシステムは大丈夫なのかという、ずばり。

委員長（高坂 茂君）

システムが、要するにコンピューターが大丈夫かということで。

7番（川村重光君）

ただそれだけ、ずばり。

委員長（高坂 茂君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

地震とか災害のときにシステムは大丈夫なのかということですが、一昨年前にクラウド、いわゆるデータのクラウド化ということで、役場とは別な場所にデータ等を置く形をとっております。ただ、中には、このシステムのほうは中で扱っているシステムもございますので、100%全て稼働できるかという、100%ではないと思います。ただ、全てのデータは別なところにありますから、データは守られます。

あと、非常用の発電機も整備しておりますので、電気がとまっても最小限の、そのシステムを動かす電源は確保してございますので。それを超えるような、いわゆる想定外が起きれば、また話は別ですけれども。

以上でございます。

委員長（高坂 茂君）

想定内では大丈夫ということで、よろしいでしょうか。

7 番（川村重光君）

はい、わかりました。

委員長（高坂 茂君）

7 番。

7 番（川村重光君）

だから、このシステムは青森県の、何ていましょう、早いほうかな、導入が。このクラウドの、北海道の何か防災のところで私、学んだような気がするけれども。

委員長（高坂 茂君）

クラウドについての質問ですか。

7 番（川村重光君）

そうです。

委員長（高坂 茂君）

クラウドについての質問、教えてください。

町長じゃないと思うんだけども。

7 番（川村重光君）

町長でいいです。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今担当課長からクラウドの話がありましたが、ご質問のようにこのような災害ですとか、そういう場合あることが想定されます。以前は六戸の役場の中にサーバーを置いて保管し、バックアップはすると言いながらもそういうのでやったんですが、今、先ほどのお話のように、クラウドという、ある場所に基本データを全てそこにに入れてあります。それは余り公開はしていません。どこにあるかというのも。

一旦はその場所へ行ってきたんですけども、会社の名前も正面に書いていないみたいなものでして。また、そのバックアップで、また別のところに同じように確保するという場所でございます。すなわちクラウドという、ここではなくて別のほうにデータを置くということになっていますから、クラウドを実施していない自治体は、今ご質問のように心配な点も多いのかもしれませんが、一応クラウドを実施しているところは、まず自分たちのところが崩壊またはいろんな問題があっても、基本的にその地域のデータという部分はしっかりと守られていると。それ以上のという課長は言いましたが、日本が全体が崩壊するとか、そういうふうになってくればどうかはわかりませんが、一気にぶっ飛んでしまうとかと言うのであれば別といたしまして、六戸のデータは関東及び関西、いろんなところで、大手の銀行ですとか大会社のデータですとか、同じような管理しているところのクラウドに保管してあるというふうにご理解いただければというふうに思います。

ですから、ここがもし、言いたくないですけども、ごちゃごちゃに壊れたということがありましても、データは残るというふうにご理解していただければというふうに思います。

委員長（高坂 茂君）

7番。

7番（川村重光君）

結構なシステムの高いソフトですので、費用対効果というものもあると思います。

そういうことで、安全もあるし、そういうのも気をつけてやっていければと思っています。
このシステムに私も期待してみたいと思います。

以上です。

委員長（高坂 茂君）

町長。

町長（吉田 豊君）

システムの導入または更新という意味合いでのご質問なんですけれども、議会の皆様にもお話ししたいと思うんですが、私どもこれを更新したりいろんなことをするとき、その金額、またはこういうしょっちゅう細かく変わってくるもの、その経費というのは、どう、こんなにもお金がかかるんだろうかというふうに思いながら日々暮らしております。

がしかし、外すわけにもいかない。国のほうでちょっと何らかの形が変わっただけでも、即町民課や何かのところにシステム改修の予算だ云々だと来ます。我々から見れば、それだったらソフトをよこしてすぐすればいいと思うんですけれども、それをやるために何百万円だとか、こういうふうに年月がたって更新というとな何百万円、下手すれば何千万円とか、もうそういうシステムの更新という部分に莫大な経費がかかっております。うちの町に限らないんですけれども、こういう電子化との裏腹の中で非常にそちらのほうにコストがかかる時代になっているなというふうに思っております。

まず、できるだけ大きくかからないでしっかりとしたシステムでもって運用できるように努めてまいりたいというふうに思いますので、金額等出てきますけれども、勝手に我々は幾らにしてくれというものじゃなくて、ある程度、もう言われてやらざるを得ないというのがあります。

だから、国もいろんな制度を変えるのはいいんですけれども、それが市町村においてなされているということをもうちよっと思って、変えるのであればその分の予算もよこしてくれ

るようにしてくれれば助かるなというふうに思ったりすることはままあります。

以上、雑感でございましたが、関連でお答えさせていただきました。

委員長（高坂 茂君）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（高坂 茂君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成29年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これをもちまして本日の日程を終わります。

次の委員会を9月12日午前10時より本会議室に招集いたしますので、本席より告知いたします。

以上で本日の決算特別委員会を散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会（午前11時31分）